

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第1回）議事録

■日時 令和7年7月18日（金） 午後3時30分～午後4時16分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、宗方部会長、愛知委員、尾崎委員、羽染委員、廣江委員、森川委員、保高委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

築地地区まちづくり事業

⇒ 【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【水質汚濁】【土壤汚染】【地盤】【水循環】【生物・生態系】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】
【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について審議を行い、【地盤・水循環 共通】【水循環】【日影】【風環境】【景観】【史跡・文化財】及び【廃棄物】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和 7 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第 1 回）
速記録

令和 7 年 7 月 18 日（金）
対面及びオンライン併用

(午後 3時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち7名¹の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第1回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 ありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料につきましては、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○宗方部会長 ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「築地地区まちづくり事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第1の「築地地区まちづくり事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別の審議並びに総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1-1を御覧ください。

「築地地区まちづくり事業」につきまして、6月30日に開催しました第4回総会後に委員の皆様からいただいた御質問、御意見と、それに対する事業者の回答でございます。御紹介いたします。

¹ 途中1名出席し8名となった。

まず、宗方委員より 1 つ目、「大規模集客・交流施設について、イメージパースでは、隅田川沿いの壁やガラスのような透明な壁となっている。マルチスタジアムとして、スポーツ、コンサートなどが行われるとの説明があったが、壁の耐久性や防音については言及がなかった。イベント時の周辺への騒音・振動に対する考え方を教えてほしい」という御質問がございました。

事業者の回答です。「騒音については、設計の深度化に伴って、ガラスを二重にする等の仕様及びガラスの範囲について、環境確保条例に定める規制基準をもとに周辺への影響を考慮して設定します。振動については、環境確保条例に定められた地盤の振動規制基準を遵守します」との回答がございました。

2 点目です。「従来低層の建築物しかなかった土地に高層建築物が複数建つことにより、都心に対する風を大きく遮ることが懸念される。別の委員の風の通り道に関する質問に対して、谷構造となっており、風が抜けるような計画としていると回答があった。ビル風対策も重要だが、風の通り道についても保全されるのか、都全体として懸念されることなので、配慮すべきでは」という御意見がございました。

事業者の回答です。「計画地上空に流れる風の道、東京湾・隅田川方面から都心部への上空の冷たい風（夏の卓越風）に配慮し、主に計画地西側の新大橋通り、環状第 2 号線沿道に建物を配置するとともに、各棟の隣棟間隔を確保し、東側高層棟は風の道に正対させない建物配置とします。また、水辺と街に開かれた大規模なオープンスペースと一緒に計画地中央にまち作りの中核となる大規模集客・交流拠点を整備し、周辺に比べて中央部の建物高さを抑えることにより、後背地に夏の卓越風を誘導します。御指摘を受け、評価書の中で風環境における通風の阻害（風の道）について記載することも検討いたします」との回答がございました。

続きまして、安立委員より 1 点目、「p. 21 にある緑化計画について書かれておりますが、実際の図面では緑地の部分が書かれておりませんので、配置場所や面積についてお教えください」という質問がございました。

事業者の回答です。「緑化計画については、調査計画書に基づく風洞実験等の結果も踏まえ、防風植栽等を含めた全体の緑化計画を検討し、評価書案で配置等を掲載していくします」との回答がございました。

2 点目です。「海に近い場所に 210m の高層ビルが建つことで、バードストライクに懸念があります。鳥類の飛翔高調査もされるようですので、バードストライクの回避をご検

討ください」という御意見がございました。

事業者の回答です。「調査計画書に記載のとおり、鳥類の飛翔高調査を行います。その調査結果を踏まえて、ガラスの仕様等バードストライクを考慮し、検討していきます」との回答がございました。

3点目です。「p.194の日影について。210mの建物が西側にある浜離宮恩賜庭園の植物の光環境にも影響があると思います。可能でしたら、日影調査の地点を浜離宮恩賜庭園側にも増やしていただきたいです」という御意見がございました。

事業者の回答です。「時刻別日影図と等時間日影図を作成し、浜離宮恩賜庭園の影響を確認の上、評価書案提出までに検討の上決定します」との回答がございました。

続きまして山口委員です。1問目、「p.21：設備計画について様々な提案がありました
が、評価は各建物で実施するのか。他の方からの質問で、街区全体で評価するという回答
があったので、街区全体ということかもしれません、建物が独立して用途・運用が異なる
ので伺いたい」という質問がございました。

事業者の回答です。「温室効果ガスの排出量及び大気汚染による環境影響については、
各建物ではなく、全体で評価する想定です」との回答がございました。

2点目です。「p.210：調査方法に地域冷暖房の記載があるが、採用予定があるのか」
という御質問がございました。

事業者の回答です。「p.210では、既存資料調査の項目として周辺の地域冷暖房の有無
を確認する意図で記載しています。なお、本事業では地域冷暖房を採用する予定です」と
の回答がございました。

続きまして、廣江委員の質問です。「住民に対して分かりやすいアセス図書とするため、
ヘリコプターと空飛ぶクルマを併せて『ヘリコプター等』と表記することを7章に明記す
る」という御意見がございました。

事業者の回答です。「評価書案では『ヘリコプター』と『空飛ぶクルマ』を分けて記載
の上、評価することを検討します」との回答がございました。

続きまして、水本委員からの質問です。1番、「ライフサイエンス棟について、最先端
科学の分析機器類は、相当な重量のものがあつたり、振動に脆弱であつたり、また、実験
の内容によっては特殊な廃棄物が発生する可能性があるのではないかでしょうか。こうした
ことが想定された上で設計、施設となっているのでしょうか。また、それはどの程度の
確度なのかも併せてお伺いします」という御質問がございました。

事業者の回答です。「耐荷重等については、最先端科学の機器類を想定して、建物構造上問題ないように設計をしていきます。廃棄物については、類似事例も参考にしながら、法令遵守の上、適切に管理し、計画地周辺に影響を及ぼすおそれはないよう対応いたします。その旨、評価書案において記載することを検討します」との回答がございました。

2点目です。「計画地の東側は中央区でも特に住民の多い地域です。『空飛ぶクルマ』が飛ぶ可能性があることは大きな影響と理解しています。上空を飛ぶ『ヘリコプター』と『ヘリコプター等』の表記の違いについて、しっかりと読み手に伝わる表現をする必要があると思います。その上で、それぞれについて、定義、規模（定員など）、離発着回数や利用人数予測、安全性（事故率）について教えてください」という御質問がございました。

事業者の回答です。「『ヘリコプター等』とは、ヘリコプター及び空飛ぶクルマを指しております。空飛ぶクルマとは、『Vertiport設置のための環境アセスメント方針（経済産業省）』によると、『電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸等の運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段』とされています。規模や離発着の回数等については、評価書案提出までに検討の上、設定します」との回答がございました。

続きまして、3点目です。「大規模集客・交流施設について、隣の浜離宮庭園は、静謐な環境がありますので、周囲への音漏れ、騒音・振動、自然への影響など、浜離宮への影響をどのように考えているのか教えてください」という御質問がございました。

事業者の回答です。「周囲への音漏れに関して、環境確保条例に定める騒音の規制基準をもとに浜離宮恩賜庭園を含む周辺への影響を考慮して、外装の遮音性能等適切な防音対策を計画していきます」との回答がございました。

4点目です。「史跡・文化財において、地下掘削の範囲（面積と深さ）は重要な判断材料となるので、図書上でしっかりと表現してほしい」という意見がございました。

事業者の回答です。「評価書案では表現を改善していきます」との回答がございました。

5点目、「埋蔵文化財調査について、東京都の史跡である浴恩園の保護に対して、悪い影響がある可能性があるかを調べているのかを伺いたい」という質問がございました。

事業者の回答です。「埋蔵文化財調査は、まちづくり事業に先立って、土地所有者である東京都の指導のもと、文化財保護条例に基づき実施するものであり、埋蔵文化財の存在の有無やその状態を確認することを目的としています。出土された遺構の扱いについては、今後、都や区の関係機関と協議調整していくこととしております」との回答がございました

た。

6点目、「埋蔵文化財調査について、調査と保護は異なるものであり、保護については中央区教育委員会、東京都教育委員会との相談が必須です。『史跡』に当たっているので、『保護』と『保全』をどう考えていくのか、この点を両者にお尋ねの上で、改めてその回答をお知らせください」という質問がございました。

事業者の回答です。「東京都及び中央区教育委員会とはこれまで協議を重ねてきており、調査により出土される遺構の扱いについては、引き続き、都や区の関係機関と協議調整の上、決定していくこととしています」との回答がございました。

以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容につきまして、補足や御説明がございましたらお願ひいたします。なお、御発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、特にないようですので、それでは、次に、資料1-2について説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 続きまして、6ページの資料1-2を御覧ください。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの16項目です。

選定した項目については意見がございますので、御説明いたします。

【地盤、水循環 共通】の項目です。

予測の方法では、「調査結果及び建築計画を基に、定性的に予測する。」としているが、各建築物の基礎構造等が未確定であり、建築計画を明らかにした上で、構造物・地盤に係る応力及び地下水による圧力・浮力等を踏まえて、可能な範囲で定量的な根拠に基づいた予測評価を行うこと。

次に、【水循環】の項目です。

計画地域及びその周辺は、微高地と堤防に挟まれた低地であり、表面流出量の変化の調査・評価に当たっては、総流出量だけでなく、地表面流向の変化の可能性も含め、可能な範囲で定量性をもって、予測・評価をすること。

次に、【日影】の項目です。

日影の状況では、「特に配慮すべき施設」を考慮した調査地点として計画地北側に7地点を設定しているが、計画地西側には「イノデ・タブノキ群集」や芝地等を有する「浜離宮恩賜庭園」があり、植栽樹木等に対する日影の影響が懸念されることから、庭園内における調査地点を設定すること。

次に、【風環境】の項目です。

本事業では、約19haの計画地に、最高高さ約210mとする建築物を含む複数の高層建築物を建設する計画であり、計画地及びその周辺の中高層住宅等に影響が生じるおそれがある場合、風洞実験による予測において高さ方向の測定点も設定すること。また、調査地域については、周辺地域の風環境の変化を適切に予測できる範囲とすること。

次に、【景観】の項目です。

浜離宮恩賜庭園からの眺望景観の予測・評価に当たっては、園路上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。

次に、【史跡・文化財】の項目です。

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、調査により「旧浴恩園跡」の時期を含めた遺跡が残ると予測されている。このため、工事の施行中において新たな遺構の出土も想定されることから、既存資料等の精査及び関係教育委員会等との協議を継続した上で、それら調査に基づいた予測・評価を行うこと。

次に、【廃棄物】の項目です。

ライフサイエンス・商業複合棟の研究施設については、規模、事業形態等が明らかになつていないため、想定する事業内容と類似する施設等を参考に、廃棄物の種類、量、処分方法について予測・評価すること。

続きまして、

2 選定しなかった環境影響評価の項目は、地形・地質の1項目です。こちらの項目についての意見はございませんでした。

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見は、8ページからの別紙のとおりとなります。8ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書は10件、周知地域区長からの意見は中央区長、港区長の意見があり、合計12件でした。

次に、2 都民からの主な意見について、提出された都民からの意見のうち、主に環境

の保全の見地からの意見について要約して説明します。

(1) 大気汚染、騒音・振動、景観 共通

浜離宮恩賜公園との連続性を生かすため、大気汚染、騒音・振動、景観について、市街地の基準ではなく、浜離宮恩賜公園の環境レベルとの対比で評価すべき。

(2) 騒音・振動

ヘリポートを開設し、定期運行されるような記載が読み取れるが、騒音問題は必発であり、定期運行される場合、騒音について評価いただきたい。

(3) 土壌汚染

環境基準を超える有害物質が含まれることが明らかになっているにもかかわらず、具体的にどう処理するか明記されていない。具体的な処理方法を明記するべき。

(4) 生物・生態系

緑地・水辺空間の質的向上が必要。緑被率等の定量的設定、水質保全や生物多様性を考慮した設計要件の明示、浜離宮などとの緑道・水辺ネットワークの連携強化を希望する。

(5) 風環境

ビル風回避のための棟配置ガイドライン（谷状配置など）の明記を要望する。

(6) 景観

浜離宮からの景観について、超高層ビルが樹木の上に突き出して見えることのないようにするために、浜離宮からの調査地点を増やすべき。

(7) 史跡・文化財

① 埋蔵文化財（浴恩園）への対応強化が必要。試掘調査前の調査範囲・方法を事前に公表し、遺構発見時の保存方針を明文化すべき。

② 今後の工事により遺構が破壊されることなく、まず遺構の全容が明らかになるまで発掘調査を行い、科学的な見地から遺構の価値を評価すること。

③ 「浴恩園」について、予備調査、試掘調査で池のあった石積みや屋敷跡が確認されており、きちんと埋蔵文化財調査を行うべき。

(8) 温室効果ガス

① カーボンゼロを達成していくために、温室効果ガスの発生を実質ゼロにする計画となっているか、厳格に評価すべき。

② 二酸化炭素排出量も項目の一つとして評価すべき。

(9) その他、事業計画などに関する意見がございました。

次に3 周知地区区長からの意見を説明いたします。

中央区長からは、全般事項として、

- ・ 中央区長及び中央区議会議長が令和6年4月26日付でONE PARK×ONE TOWN代表企業宛に提出した「築地市場跡地開発に関連する要望」で掲げた、跡地開発により発生する車両や歩行者等の交通量を適切に処理するための交通対策などの要望事項が反映されるよう、引き続き本区と協議・調整を行うこと。

また協議・調整の結果、調査計画書の7ページに記載の基本計画の内容に変更が生じる場合にあっては、変更内容を加味した環境影響評価を行うほか、東京都環境影響評価条例に基づく手続を行うこと。

- ・ 築地は食文化の拠点であり、食品の安全性、人流や物流動線の確保が極めて重要である。長期にわたる工事期間中において食品等の販売に影響が懸念されることから、粉じん対策や海上輸送の積極的な活用などの工事車両対策等、周辺地域に最大限配慮した工事を進めるとともに、工事期間中における仮囲いの装飾など、街のにぎわいに配慮すること。
- ・ 本事業は、事業期間が長期にわたり周辺地域に与える影響が大きいことから、地元に配慮し、丁寧に事業を進めるため、これまでの要望等を踏まえ、区及び地元に対し十分な説明協議を実施するとともに、関係者間における情報共有や、地元を含めた協議体などの体制づくりを行うこと。
- ・ 周辺地域のにぎわいが一時も途絶えないよう、事業中における周辺地域のにぎわいづくりにも積極的に協力すること。
- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗に合わせて、関係者に対して十分な事前説明をすること。
- ・ 当該事業に関する問合せや相談（苦情含む）の受付窓口を常設し、問合せ等に對して速やかに対応ができるようにすること。

との御意見をいただきました。

次に、交通計画として、

- ・ 工事関係車両による周辺道路の交通渋滞、路上駐車、交通事故等を未然に防ぐため、以下の対策をとること。
① 工事に従事する作業員の通勤車両等用の駐車場を工事区域内で適切に確保し、周

辺地域の駐車場に影響が生じないようにすること。

- ② 工事用車両等の搬出入ルートについて、関係機関と十分に協議すること。
 - ③ 資材等の運搬には海上輸送を積極的に活用する計画とした上で、工事車両（通過ルート、駐車スペースなど。従事者の通勤等に必要な車両を含む。）が周辺の交通に与える影響を事前に調査した上で、周辺地域に対して最大限配慮し、工事を進めること。
 - ④ 工事中及び工事完了後においても、バスや鉄道等の公共交通機関へ影響のないよう、十分な調整・計画を図ること。
 - ・ 駐車場の整備台数について、築地地区駐車場整備計画の内容を踏まえ、関係機関と十分に協議し、計画すること。
- との御意見をいただきました。

環境影響評価項目に関する意見としては、

大気汚染について。

工事用車両の走行経路（入庫・出庫）として計画されている都道316号（昭和通り）に、沿道環境大気質、自動車断面交通量調査地点を設定すること。

との御意見をいただきました。

悪臭について。

悪臭の評価に当たっては、中央区における、悪臭防止法の規定に基づく規制基準を満たすこと。

との御意見をいただきました。

騒音・振動について。

- ・ 工事車両の走行経路（入庫・出庫）として計画されている都道316号（昭和通り）に、道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、自動車断面交通量調査地点を設定すること。
- ・ ヘリコプターや次世代モビリティである空飛ぶクルマの影響を把握するため、騒音予測に当たっては、計画ヘリポート・バーティポートの進入表面・転移表面・水平表面を具体的に設定するとともに、着陸・進入時や離陸・離脱時の飛行経路も設定すること。
- ・ 向きによりヘリポート等への飛行経路が偏ることが予想されることから、それぞれの風向きによる飛行経路の騒音予測を行うこと。

- ・ ヘリポート等にヘリコプター等が着陸し、待機状態にある場合の騒音予測を行うこと。
- ・ 騒音予測に当たっては、ヘリコプター等の運行頻度が高い時期を選定すること。
- ・ 騒音予測に当たっては、昼間・夕方・夜間の各時間帯における単発騒音暴露レベル及び準定常騒音の騒音暴露レベルを測定または予測し、時間帯補正等価騒音レベルを算出すること。
- ・ 騒音予測は、ヘリコプター等の運行予定機種のうち、騒音の大きい機種を用いて行うこと。また、同機に複数の派生機種があり、運行予定機種が明確になっていない場合は、派生機種のうち、騒音の影響が最大となるものを用いて騒音予測を行うこと。
- ・ 調査計画書175ページ、図8.2.3-1(2)の「計画地とその周辺500m程度及びヘリコプター等の進入表面と想定される範囲」には、高層住宅も複数存在することから、騒音評価に当たっては飛行経路の地表面における評価だけではなく、高層階における騒音暴露状況についても評価すること
- ・ 調査計画書175ページ、図8.2.3-1(2)の「計画地とその周辺500m程度及びヘリコプター等の進入表面と想定される範囲」には、複数の学校が含まれていることから、各学校の教室内における騒音レベルを推計し、学校環境衛生基準に定める騒音レベルを満たすことを確認すること。

との御意見をいただきました。

日影について。

本計画地周辺の文化財への日影の影響を十分に考慮するよう、浜離宮恩賜庭園を調査地点に加えた計画とするとともに、周辺の各学校への日影の影響を調査すること。

との御意見をいただきました。

風環境について。

工事に伴い発生する粉じんが飛散し周辺に被害を与えることのないよう、本計画地における卓越風などの風環境（季節、時間）を事前に調査すること。

との御意見をいただきました。

景観について。

当該事業を進めていくに当たり、まちづくりの考え方等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。

との御意見をいただきました。

温室効果ガスについて。

当該事業は工事期間が長く、工事用車両の走行や掘削機械等の使用等に伴い、多量の温室効果ガスの排出が予想されるため、施設の供用開始後の影響のみならず、工事の施行中における温室効果ガスの影響についても、調査項目に含めること。

との御意見をいただきました。

続きまして、港区長からは、全般事項として、

- ・ 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に評価されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・ 対象事業を進めるに当たっては、今後、関係区のまちづくり所管部署と十分に協議するとともに、計画地周辺の住民及び関係者への丁寧な情報提供に努めてください。
- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からのまちづくりを含めた意見、要望等を尊重し、真摯に対応してください。

との御意見をいただきました。

工事計画として、

- ・ 近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- ・ 解体建物については、事前調査を行いアスベストの有無を把握して、調査内容を書面で記録・保管してください。また、大気汚染防止法等の関係法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。
- ・ 工事に係る近隣住民からの問い合わせに対しては、丁寧に説明してください。

との御意見をいただきました。

交通計画として、

環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かりやすく記載してください。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載してください。

また、計画地に向かう工事車両が周辺地域の道路上等で待機することがないよう、事業用地内での車両管理や、工程管理を徹底するとともに、車両運転手等への指導を十分に行ってください。

との御意見をいただきました。

環境影響評価項目に関する意見としては、温室効果ガスについて。

エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用し、地球温暖化防止やヒートアイランド対策に努めてください。

との御意見をいただきました。

その他として、

本事業では、ヘリコプターの離着陸場の設置と運航が計画されています。港区を含め、計画地周辺は高層ビルが集積し、居住者や来街者の多い地域となっているため、ヘリコプターの離着陸場の設置と運行に当たっては、航空機に係る騒音基準を遵守するとともに、安全対策を十分に行ってください。また、飛行ルートが決定した場合には、影響のある自治体並びに住民に対して丁寧な説明を行ってください。

同じく本事業で計画されている空飛ぶクルマのパーティポートの設置と運行については、国において検討中の安全基準や騒音基準に適合するものとし、飛行ルートが決定した場合には、ヘリコプターと同様に影響のある自治体並びに住民に対して丁寧な説明を行ってください。

との御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、選定した環境影響評価項目において、地盤・水循環共通、水循環、日影、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物について意見がありました。

それぞれの項目を御担当されております委員の皆様から、補足の説明などをお願ひいたします。

では、最初に、地盤・水循環担当の愛知委員からお願ひいたします。

○愛知委員 地盤・水循環共通のところでは、まず1つ目は、定性的に予測するということで、これは前回の総会のときにも質問いたしましたが、できるだけ定量的にやっていただきたい、可能な範囲でやっていただくことが望ましいということで、その項目を入れさせていただいたということが1点。

それから、もう1つは、建築物の基礎構造、これも質問させていただきましたが、未確定という回答でした。これが未確定の状態ですと、環境影響はどうなるか、地盤、水循環にどう影響を与えるかということが明らかではないということで、そもそもなかなか判断が苦しいというところがありますので、建築計画を明らかにした上で、どういう状況になるのかということをちゃんとやってくださいということを言いたいということで、基礎構

造の建築計画を明らかにした上で、可能な範囲で定量的な根拠に基づいた予測評価を行ってくださいということです。

あとは応力とか地下水のうんぬんということをちょっと細かく書いたのは、これはかなり高層建築ですので、これまでの築地市場のものと比べるとかなり大きな応力、荷重ということが考えられますので、そういうところ。それから、あとは地下の構造物は結構これも大きくて、地下水に対して建物が浮いているような感じになりますので、その辺も注意してという意味で書いております。

それから、水循環のところに関して、流出量ということなのですが、項目上、流出量としか書いていないのですが、それが向きも含めてというところで書かせていただきましたが、微高地と堤防に挟まれたちょっとくぼ地みたいなところもありますので、そちらに一気に降雨が流れ込んだりするとよくないということがありまして、そういう意味で、低地なのでかなり排水に関してセンシティブな地域ということなので、丁寧にやっていただきたいという趣旨になっております。

この内容の意図としては以上となります。よろしくお願ひいたします。

○宗方部会長 愛知委員、ありがとうございました。

続きまして、日影、風環境、景観ですが、担当は私ですので、私から御説明いたします。

まず、日影については、この浜離宮恩賜庭園の中の植物、あるいは、庭園そのものの環境という観点から御配慮をお願いいたします。

この計画地の西側に「イノデ・タブノキ群集」というのがございまして、こちらは日が当たっていないとあまりよろしくないとのことですので、適切な日影が確保されるのかということ、適切な調査地点を設定した上で定量的に御検討いただきたいです。

それから、芝地等もありますので、こちらも庭園としての価値という意味ではずっと日影ではよろしくないということで、こちらに関しても同様に御配慮をください。

続きまして、風環境ですが、ここに書かれているとおり、大きな建物が建ちますので、当然周りにいろいろな影響があります。その中においては、単純にグランドレベルにおけるビル風の対策だけではなくて、周囲に中高層住宅もありますので、高さ方向に関しても適切な状況になっているかということの検討が必要です。

また、先ほどの総会の後の御意見の御回答にもありましたが、周囲の都市気候という意味での風の道、つまり、風を遮るのではなくて、阻害しないということも、もっと広い都市環境の観点から重要なことになります。それも含めて、高さ方向の測定点を適切に設置

し、風環境の変化、多くなるのかだけではなくて、阻害しないのかといったことについても適切な御検討をお願いいたします。

最後に、景観になりますが、先ほど申し上げた浜離宮恩賜庭園の眺望の話になります。複数の適切な点を園内に設けた上で、その視認性、あるいは、回遊景観全体に対して新しくできる建物群が悪影響を持っていないのか、そういうことについて予測と評価を適切に行ってください。

私からは以上になります。

続きまして、史跡・文化財担当の水本委員は本日欠席されておりますので、廃棄物担当の羽染委員、お願ひいたします。

○羽染委員 廃棄物担当の羽染です。

前回の総会でいろいろ質問、意見等を出しましたが、専門の廃棄物の部分でいうと、ここに書いてありますように、特に研究施設の規模とか事業形態が明らかになっていないということで、どんな廃棄物とか、どんな処分をするのだろうなという疑問がわきますので、評価書案の段階では、想定される研究施設を、できるだけ明らかにしていただいて、想定する内容と類似するような施設等を参考に、種類、量、処分方法等について明示していただきたいということです。

廃棄物だけではなくて、空飛ぶクルマとか、ガス発電とか、計画自体が不明確な部分が多くありますので、できるだけ評価書の段階では極力そういう不明確な部分はなくしていただきたいと要望したいと思います。

以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

御欠席の委員の方から事務局でコメントなどを預かっておりますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 事務局でございます。

水本委員からコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。

史跡・文化財につきまして。

計画地内を発掘した場合、旧跡である浴恩園を中心に様々な時期の遺跡が重複して確認される可能性がある土地となっております。こうしたことから、浴恩園に関する都民の意見も寄せられています。

事業者の方も出土される遺構の扱いについては、都や区の関係機関と協議、調整の上、決定していくとのことですので、アセス手続においても関係教育委員会等との協議を継続

した上で、予測評価をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○宗方部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見はございますでしょうか。御発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 特ないようですね。

では、引き続き総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料15ページの資料1－3を御覧ください。

資料1－3は、環境影響評価調査計画書について。

第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果、第3としてその他の事項を記載してございます。

それでは、読み上げます。

「築地地区まちづくり事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和7年5月21日に「築地地区まちづくり事業」に係る環境影響評価調査計画書について諮詢されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地区区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地区区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

地盤・水循環 共通、水循環、日影、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見と内容が同じですので、省略させていただきます。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評

価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宗方部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見等はございますでしょうか。

○保高委員 保高です。御説明をありがとうございます。

今回の内容ではないですが、土壤汚染の対策について、関係者からコメントがあったとおり、今回、水銀が出ていて、揮発して結構周辺に影響がある可能性があるということが言われるところがありますので、そういう対策の方向性がしっかり決まつたら、そういう内容というのもしっかり周知していただきて、周辺に影響がないと、しっかりされるというのは分かっているのですが、そういうことを周知いただくことが重要かなと思っておりますので、そういうものが出てきたときには、ぜひこの場で共有いただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。

○宗方部会長 ありがとうございます。

今の御意見に対してはどういうふうに。

○藤間アセスメント担当課長 事務局から事業者に伝えまして、改めて審議会に報告させていただければと思います。

○宗方部会長 ありがとうございます。

では、そのように事務局のほうで適切に御対応をお願いいたします。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

○廣江委員 今回自治体の方、区長意見もそうですが、住民の意見の中でも、やはりヘリコプターはなかなかないですね。都心部でヘリコプターを利用したものは今までなかったですが、ここはそれを活用していこうという意向があるのと、それから、未来の乗り物、空飛ぶクルマについても積極的に取り入れていこうという方向で動いているのですが、やはり、これまでにないものが出てきてしまって、それが上から降ってくる音なので、運行状況もまだこの段階で分からないので、非常にきちんと評価をしてほしいという意味も込めて区長意見とかが出ている点を考慮して、空飛ぶクルマは多分、経産省か国交省が今後おそらく予測方法も出てくるでしょうから、配慮されることはよく分かっていますが、ここをかなり皆さん気にされているというのが今はっきりと分かりましたので、この点についても事業者のほうにきちんと伝えていただければと思います。

コメントです。

○藤間アセスメント担当課長 承知いたしました。

○宗方部会長 では、この件についても事務局から業者にお伝えください。

あとよろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、意見はおおむね出尽くしたようでございますので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告いたします。

最後にその他ですが、何かございますでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 本日御欠席の水本委員より、答申内容とは関わりはないのですが、御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

先日の総会での質疑応答に当たり、委員からの質問に対して、幾つか調整中、検討中であると回答がありました。片谷会長からも言及があったとおり、私もアセスの審議をする上では本来、不確定要素はできるだけつまびらかになっているべきと考えます。この点、審議がしっかりとできる評価書案を提出するよう、事務局から事業者の方に伝えていただきたいと思います。

とのコメントをいただいておりますので、事業者の方に伝えさせていただきます。

○宗方部会長 ありがとうございます。

前回の意見のところで、「検討します」というのが確かに多いなと私も思っていましたので、「検討しました」というだけのエクスキューズにしないように、適切な検討だったかというところを事業者様にお伝えください。

○藤間アセスメント担当課長 承知いたしました。

○宗方部会長 はい、どうぞ。

○片谷会長 片谷でございます

今、藤間課長から報告していただいたように、やはりおそらくこの審議会全体として、事業者さんの対応に不確定部分がたくさん残っているという状況に対する心配が根強くあるのだと認識しております。

これは、アセスでは実はよくあることと言ってしまうとまずいですが、実は頻繁にそういうことは今まで起こってきている状況がありまして、ただ、それを事業者さんに当たり前と思われてしまうのはやはりまずいものですから、これはきちんと、まずは事務局からこういう意見が出ているということを伝えていただいて、それで、あまり改善が見られ

ないような場合には、また別の機会に、総会などでそういう発言を私も含めてさせていただいて、事業者さんに対応方針を改善していただくようなことを促していくことが適切であろうかと思っております。

これはまだ具体的に事務局とも何も相談していないので、改めて相談した上で具体的な発言はいたしますが、私も今の件に関してはかなり懸念を持っているということだけ申し上げておきます。

○宗方部会長 ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。

大変規模の大きくて長い事業で、いろいろな想定外とか、新たなファクターも出てくることが多いあると思いますので、そういったことに対しても適切な対応をこの審議会なりを通して進めていければと思います。

それでよろしいでしょうか。

(無し)

○宗方部会長 では、特にこれ以上御意見ないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

では、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午後4時16分 閉会)